

[予備自衛官等制度]について

自衛官は、平素は必要最小限度の数で対応しています。このため、有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要を早急に満たさなければなりません。この所要を急速かつ計画的に確保するため、わが国では次の三つの制度が設けられています。

〔情熱を同じくする仲間たち〕

即応予備自衛官

予備自衛官

予備自衛官補

(予備自衛官等制度の比較)

○ 「予備自衛官などの雇用企業さま」へ ○

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などに就いているため、必要な練度を維持するには、仕事のスケジュールを調整し、休暇などを利用して、訓練招集や教育訓練招集に応じる必要があります。したがって、これらの制度を円滑に運用するためには、予備自衛官などを雇用する企業さまのご理解とご協力が不可欠です。特に、「即応予備自衛官」については、年間30日の訓練が必要なため、雇用企業さまに対して休暇取得の配慮など、必要なお協力をお願いすることになります。

このため防衛省は、「即応予備自衛官」を雇用する企業さまなどの負担を軽減し、「即応予備自衛官」が安心して訓練に参加できるよう、訓練参加などのために所要の措置を行って頂いている雇用企業さまなど※に対し、「即応予備自衛官」雇用企業給付金を支給しています。

※：即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体及び自家営業主。(国・地方公共団体及び公共法人は除きます。また、即応予備自衛官本人が自家営業主の場合は、支給対象とはなりません。)